

京都市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 3 号

京都市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

京都市狂犬病予防法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「規則」という。)」を削る。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条から第7条までを削り、第8条を第3条とし、第9条を削る。

第10条第2項中「第6号様式」を「別記様式」に改め、同条を第4条とする。

第11条を第5条とし、第12条を第6条とする。

第1号様式から第5号様式までを削る。

第6号様式中「第10条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)